

新しい移住定住奨励金 始めます!!

- 町内に住宅を取得し定住をする若年層や子育て世代を応援します！
- この町で生まれ育ったご縁「ゆかり」を大切にしたいから
Uターン者は奨励金額がアップ！

制度のご紹介

- ①対象となる方 池田町に住宅を取得して3年以上定住の意思を持つ満40歳以下の方。町外からの転入だけでなく町内の方も対象です！
- ②対象となる住宅 新築（建て替え可）、新築建売の購入
増築（建築費用1千万円以上）
※2人以上の共有名義で取得した場合はいずれか1人の方のご申請となります。
※詳細は裏面のQ&Aをご覧ください。
※新築においては「固定資産税の新築軽減に該当する住宅」であること。
- ③奨励金の額
- 移住定住奨励金 300,000円（基本交付額）
 - ゆかり加算額 200,000円（Uターン加算額）
- ※ゆかり加算とは？
申請者またはその配偶者が転入者であって、かつて満18歳に達するまでに6年以上、池田町に居住歴のあることが確認できる方を対象に奨励金を加算します。
この町で生まれ育った方が、故郷へ戻ってきてくれた『ご縁』を大切にしたいと考えています。

④申請の流れ

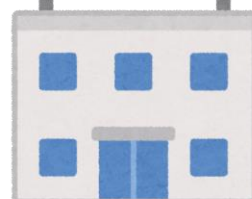


1. 交付申請書を提出（翌年1月15日まで受付）
※12月末までに登記・家屋評価を受け、現に入居していること

2. 交付の決定（翌年2月頃）
※決定の場合は3月予定の支払通知書の発送にて代えさせていただきます。

3. 指定の口座へ奨励金をお支払い（翌年3月頃）

池田町役場



詳細・申請書は
こちら



- ◎申請様式の取得は、
池田町ホームページ内「移住定住奨励金について」をご覧ください。

この町に住みたい
みんなを応援する
ちゃちゃ!!



問い合わせ先：〒503-2492 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の1
池田町企画課地方創生推進係 ☎0585-45-3111

申請について

Q1.申請にはどんな書類が必要ですか？

A1.申請書に加えて以下の書類の添付が必要となります。

- ①建物の登記事項証明書（コピー可）
 - ②【転入者の方のみ】
前住所地での世帯全員の市町村税完納証明書または納税証明書（※納税義務のある者に限る）
 - ③【増築の場合】
建築費用が確認できる書類（契約書等）
 - ④【ゆかり加算申請の場合】（ゆかり加算対象者であることを証する書類）
 - ・かつて満18歳に達するまでに6年以上、池田町に居住歴のあることが確認できる書類
→「住民票の除票」、「戸籍の附票の除票」等
 - ・1年以上、町外に在住していたことが分かる書類 → 「戸籍の附票」等
 - ⑤振込先が確認できる通帳等のコピー
- その他、交付対象か判断するために追加で書類提出を依頼する場合があります。

Q2.申請できる条件は？

A2.申請者は住宅の所有者、もしくは共有持分を1/2以上持つ者である必要があります（共有の場合はいずれか1人の申請）。その上で以下の条件にいずれも該当している必要があります。

- ①町内に3年以上の居住する意思を持ち、現に住民として生活していること。
- ②申請する年において対象者もしくはその配偶者のいずれかが満40歳以下であること。
※住宅の用に供した年月日（建物の完成年月日、新築建売の場合は取得年月日）時点で満40歳以下であること。
- ③取得した住宅に入居する全ての者が、現に町税等を滞納していないこと。転入者は前住所地においても滞納していないこと。
- ④住宅の取得に関し、法令（条例を含む。）に違反がないこと（その違反が取得住宅に入居をしている者以外の者による場合を除く。）。
- ⑤交付を受けようとする年の1月2日から翌年1月1日の間に住宅を取得して、かつ取得した住宅に入居をしていること。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
- ⑦日本国籍を有しない者は、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

Q3.申請できるタイミングはいつですか？

A3.申請できる前提条件は以下の通りです。

- ①住宅を取得して土地・建物登記を済ませた上で、現に住宅に居住している状態であること。
- ②税務課による家屋評価を受けており、翌年から固定資産税の賦課が見込まれること。
この条件が整い次第、住宅を取得した年の翌年1月15日までに必要書類を添えて申請書を池田町企画課へ提出して下さい。

Q4.ゆかり加算の対象者になるための条件は？

A4.申請者またはその配偶者が過去に池田町に在住しており、かつ満18歳に達するまでに6年以上の在住歴があることが確認できる場合、交付の対象となります。ただし、転出後1年間を経過しない再転入は対象外とします。

ゆかり加算対象であるかを確認するための書類としては、池田町から町外へ転出するまでの住民記録が確認できる住民票の除票や戸籍の附票の除票などの戸籍に関する書類等を想定しています。なおゆかり加算については、証明できる書類が添付できない、もしくはその書類で在住歴を確認できない場合は交付対象外となります。

Q5.どんな住宅が対象となりますか？

A5.居住目的の住宅（玄関、居室、トイレ、浴室及び台所を有する一戸建て住宅）の取得を対象としています。（新築においては固定資産税の新築軽減に該当する住宅であること。）

増築での対象条件は個別にご相談ください。

Q6.増築で対象となるのはどのような条件ですか？

A6.増築は建築費用が1千万円（税抜）以上の建て増しが対象となります。増築で申請をお考えの場合は建築の内容や居住の状況をお聞かせ頂き、個別に対象となるかの審査を行います。

奨励金の交付について

Q7.奨励金がもらえるのはいつ頃ですか？

A7.住宅を取得した翌年1月15日までに申請を受け付け、翌年2月末までに書類審査を行います。その結果、交付対象となれば翌年3月末までにご指定の金融機関口座へ振り込みをさせていただきます。

